

参考答申

- 1 佐賀県佐賀市 (平成26年1月31日付け答申) 1～8P
- 2 大阪府和泉市 (平成27年3月31日付け答申) 9～14P

答 申 第 8 4 号

平成26年1月31日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号
に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成26年1月27日付佐市総法第601号により諮問がありました「総務法制課が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、個人情報の取り扱いには慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。



第 1 章 概 論

第 1 章 概 論

第 1 章 概 論

第 1 章 概 論

諮 問 書

佐市総法第 601 号

平成 26 年 1 月 27 日

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、下記の通り貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

総務法制課が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

総務法制課では、職員が利用する公用車のうち 45 台（平成 26 年 1 月 24 日現在）を集中管理し、利用希望者に随時公用車を貸し出している。

公用車の運転にあたり、職員は、公用車を運転しているという自覚を持ち、安全運転を心掛ければならず、これまでも全職員への通知などを行って職員の意識啓発に努めてきたところである。

しかしながら、公用車運転中の事故（対人・対物・自損等）の頻発や事故発生時の報告漏れ、さらには、職員の運転マナーに関する市民からの苦情などが寄せられている状況で、職員の安全運転意識並びにマナーやモラルの低下が課題となっている。

このようなことから、ドライブレコーダーを公用車に設置し、職員の安全運転意識やマナー・モラルの向上及び事故等における責任の明確化と処理の迅速化を図り、ひいては公用車に対する市民の信頼を高めたい。

3 所管課

総務部総務法制課

4 設置時期

平成 26 年 2 月（予定）

5 ドライブレコーダーの概要

(1) 設置場所及び台数

- ・ 答申後順次、総務法制課が集中管理している全ての公用車に、カメラ一体型のドライブレコーダーを設置する。
- ・ 公用車ごとに専用のドライブレコーダーを準備する。
- ・ ドライブレコーダーは公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。

(2) 記録する情報及び保存方法

- ・ 公用車運行中の前方を中心とした映像情報と車内を中心とした音声情報を記録する。
- ・ 記録した映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）は、公用車内に設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・ ドライブレコーダーは着脱可能なものとし、職員が公用車の貸出を受けるたびに、当該職員が公用車に設置する。
- ・ メモリーカードは原則としてドライブレコーダーに装着したままとする。
- ・ 保存する記録データがメモリーカード容量の上限に達したときは、古い記録データに新しい記録データを順次上書きすることで、古いデータを自動的に完全消去する。
- ・ 事故等が発生した場合の記録データは、本体のボタンを押すことで、上書き禁止となり、別途保存される。

(3) ドライブレコーダー等の管理

- ・ ドライブレコーダー及びメモリーカード（以下「ドライブレコーダー等」という。）は、盗難防止のため、公用車の鍵とともに貸出及び返却を行う。
- ・ 貸出を行わないドライブレコーダー等は、公用車の管理を行っている公用車管理棟の施錠が可能なキャビネットに保管する。

(4) 記録データの取扱い

- ・ 記録データは、ドライブレコーダーの管理責任者及び管理責任者から記録データ取扱いの許可を受けた者のみを取り扱うことができる。
- ・ 記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンに限定する。
- ・ 記録データを複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。

6 記録データの閲覧及び外部提供等

記録データの閲覧及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び「ドライブレコーダー運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合や、事故等の状況確認や原因調査のために事故等の相手方（相手方の代理人含む）と佐賀市の双方で記録データを閲覧・確認する場合及び市関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者等）が閲覧・確認する場合、又は佐賀市が契約している自動車保険会社の社員等への記録データの閲覧・提供等が考えられる。

7 今後の取り扱い方針について

本件諮問の総務法制課集中管理分の公用車以外にも、本市では各課が管理する公用車も存在することから、今回のドライブレコーダー設置による効果を検証し、その結果を踏まえて設置車両の拡大をするか否かの方針について検討することとしている。

ドライブレコーダー運用基準（案）

（目的）

第1条 この運用基準は総務法制課が集中管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下、「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報（以下、「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理及び事故防止等に資するものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ドライブレコーダー：公用車の前方向の映像情報と車内の音声情報記録する装置をいう。
- （2）記録データ：ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。
- （3）管理責任者：ドライブレコーダー及び記録データを管理する者をいう。
- （4）取扱者：管理責任者よりドライブレコーダー及び記録データの取り扱いの許可を受けた者をいう。

（ドライブレコーダーの設置）

第3条 第1条の目的を達成するために、総務法制課が集中管理する公用車両にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。
- 3 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車両の運用時間とする。

（管理責任者の責務）

第4条 ドライブレコーダー等の適正な運用及び管理を図るため、管理責任者をおく。

- 2 管理責任者は、総務法制課長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

（取扱者の責務）

第5条 取扱者は、総務法制課総務係長及び公用車業務担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

（記録データの取扱い）

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条に定める場合にのみ本体から取り出すことができる。
- 3 記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンに限定するものとし、当該パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみが行うことができる。
- 4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 5 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

(記録データの閲覧及び外部提供等の制限)

第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する場合に閲覧又は外部提供を認めるものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

- (1) 公用車による交通事故等発生時の状況把握や原因の分析・究明のために、事故等の相手方(相手方が加入する自動車保険会社の担当者などの代理人等含む)と市関係者(管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者などの代理人等)の双方で、記録データを閲覧・確認する場合
- (2) 公用車による交通事故等発生時の状況把握や原因の分析・究明、運転者の確認・指導のために、市関係者(管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者等)が閲覧・確認する場合、又は本市が加入する自動車保険会社の担当者等へ記録データを閲覧及び外部提供する場合
- (3) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

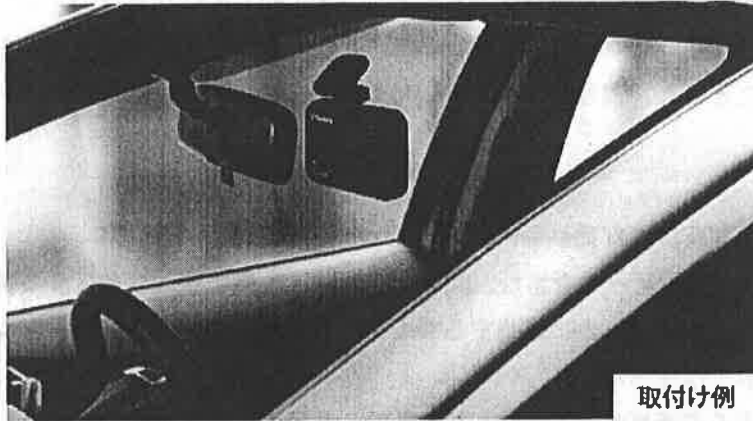
(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成26年2月 日から実施する。

ドライブレコーダー設置イメージ

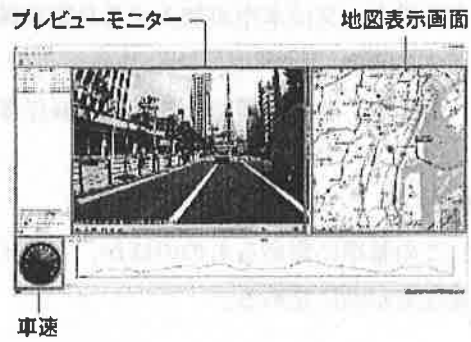


取付け例

ドライブレコーダー本体



ビューソフト表示イメージ



平成 27 年 3 月 31 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

ドライブレコーダー等による個人情報の収集について（答申）

平成 27 年 2 月 4 日付け和泉総第 2442 号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第 8 条第 3 項において制限されている本人以外からの個人情報の収集に係る本件諮問について、公共の場所におけるドライブレコーダー又は防犯カメラによる撮影は、適切な運用方針及び管理体制の下で実施する限りにおいては、直ちに保護条例に抵触するものとは認められず、捜査機関への任意提供に係る部分を除き、諮問書に示された運用方針で実施することは妥当と判断する。

2 諮問の概要

(1) 諮問の趣旨

ドライブレコーダー又は防犯カメラによる撮影は、不特定多数の通行人等が撮影されることから、個人情報の収集に当たり、また、本人が望まない場合でも撮影されてしまうことから、市としては保護条例第 8 条第 3 項（本人以外からの個人情報の収集の制限）に準じるものと解し、同項第 6 号に定める「審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要であると認めるとき」に該当するかどうかの判断を行うために、本審査会に意見を求めたものである。

ドライブレコーダー又は防犯カメラの運用方針は、以下のとおりである。

(2) ドライブレコーダーの運用方針について

市は、公用車による交通事故が発生した際に事故処理の適正化を図るとともに、安全運転意識の向上を目的として、今後公用車にドライブレコーダーを順次設置していく方

針である。ドライブレコーダーの運用に際しては、以下の方針で臨むものとしている。

①利用目的を以下の用途に限定する。

ア 事故が発生した場合の状況確認

イ 職員の安全運転意識の向上

ウ 市内一円の道路施設の改善

エ 偶発的な事故や事件等に遭遇した際の捜査機関への提供資料

②運用規程を策定し、全庁的に統一的な取扱いを行う。

③一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行う。

④公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示する。

(3) 防犯カメラの運用方針について

市内の主要な交差点や、公共施設内において、既に防犯カメラが設置されており、路上における防犯や施設の管理のために利用されている。これら防犯カメラの運用例は、以下のとおりである。

①「防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱」を制定している。

②防犯カメラの設置場所は、警察署と協議の上で決定する。

③撮影が行われていることを通行者が認識できる標識等を掲示する。

④撮影区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

⑤画像データの保存期間は、概ね7日間とし自動的に消去する。

⑥画像データは、捜査機関が行う捜査への提供以外の目的に使用しない（個人の生命、身体、財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合を除く。）。

3 審査会の判断

(1) 保護条例が収集制限する事項について

保護条例第8条第3項は、個人情報について本人から収集するのが原則である旨規定している。道路や駅など公共の場所において歩行者などのプライバシーが保護されるか議論のあるところであるが、本規定が自己の個人情報をコントロールする権利を担保するためのひとつとして規定されていることに鑑みれば、公共の場所であっても市が個人の容貌等を無制限に撮影できると解することはできない。

一方で、防犯カメラについては、そこにカメラがあることを認識している場合は同意があるものとみなすことができ、カメラの存在がはっきり分からないとしても、カメラが一般に普及している現状に鑑み、また、公共の場所に設置されていることを踏まえると、市が防犯カメラを設置・撮影しても適正を欠く個人情報の収集とはいえず、また、ドライブレコーダーについても、当該機器を搭載している旨を示した上で走行すれば、適正を欠く個人情報の収集とはいえないと考えられる。

また、ドライブレコーダーや防犯カメラは、適正な事故処理や公共の秩序維持のため

の必要性があることは認められる。特に、防犯カメラは、犯罪の抑止力としても広く社会に受け入れられているところである。

本審査会としては、これらの機器による撮影が本人以外からの収集に当たるとしても、上記のとおり公益上の必要性が認められるとともに、運用方針及び管理体制を厳格に定めた上で適正に実施する限りにおいては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、保護条例に抵触するものではないと判断する。

(2) 市の方針に係る問題点について

上記のとおり、これらの機器による撮影が認められるためには、その運用方針及び管理体制が問題となる。この点について、示された市の方針は概ね適正なものと認められるが、収集した情報の利用のあり方として、ドライブレコーダーに係る運用方針のうち「偶発的な事故や事件等に遭遇した際の捜査機関への提供資料」については、提供するかどうかを任意に判断できる場合にも積極的に提供する趣旨であるとの説明を受けたところであり、この運用については個人の権利利益の侵害に当たるおそれがあるため慎むべきであると判断する。

したがって、情報提供は、捜査機関の権限に基づく請求がある場合に限定する運用が妥当であり、そのように取り扱うことを求める。

またあわせて、示された運用方針については、全庁的なものとして厳格に実施することを求めるものである。

以上

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成27年 2 月 4 日	諮問書の受理
平成27年 2 月 4 日	審査会開催 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・審議
平成27年 月 日	実施機関への答申

日本銀行は、この報告書に基づき、2014年10月1日現在の「日本銀行の貸付総額」は、前年同月比で約10.5%増加したと見られる。これは、日本銀行が貸付総額の増加を促進するための政策を実施していることによるものと見られる。

日本銀行は、貸付総額の増加を促進するために、貸付総額の増加を促進するための政策を実施している。これは、日本銀行が貸付総額の増加を促進するための政策を実施していることによるものと見られる。

日本銀行は、貸付総額の増加を促進するために、貸付総額の増加を促進するための政策を実施している。これは、日本銀行が貸付総額の増加を促進するための政策を実施していることによるものと見られる。

日本銀行は、貸付総額の増加を促進するために、貸付総額の増加を促進するための政策を実施している。これは、日本銀行が貸付総額の増加を促進するための政策を実施していることによるものと見られる。

日本銀行は、貸付総額の増加を促進するために、貸付総額の増加を促進するための政策を実施している。これは、日本銀行が貸付総額の増加を促進するための政策を実施していることによるものと見られる。

11

日本銀行の貸付総額 (単位: 兆円)

項目	単位
貸付総額	兆円
貸付総額(貸付総額)	兆円
貸付総額(貸付総額)	兆円
貸付総額(貸付総額)	兆円
貸付総額(貸付総額)	兆円

和泉市個人情報保護審査会

会長 松田 聰子 様

和泉市長 辻 宏 康

ドライブレコーダー等による個人情報の収集について（諮問）

ドライブレコーダー、防犯カメラ等を用いて画像データを取り扱うことについて、和泉市個人情報保護条例第8条第3項（本人以外からの個人情報の収集の制限）に準じる事項として下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

公用車による万が一の交通事故が発生した際に、事故処理の適正化を図るとともに、安全運転意識の向上を目的として、今後公用車にドライブレコーダーを順次設置していく方針としています。また、市内の主要な交差点や公共施設内においては、カメラが設置されており、防犯や施設管理のために利用しています。

これらのカメラによる撮影については、不特定多数の通行人等が撮影され、一定期間映像データを保存するものは個人情報の収集に当たるため、個人情報保護条例第8条第3項（本人以外からの個人情報の収集の制限）に準じる事項として諮問します。

2 実施の考え方

ドライブレコーダー、防犯カメラ等による撮影については、下記の事項を基本として対応します。

- ①可能な範囲で、周囲の人に対して撮影していることが分かるように表示する。
- ②取得した映像データは、個人情報が含まれるものとして個人情報保護条例に基づく適正な管理を行う（取扱者の限定、適正な消去、目的外利用の制限、外部提供の制限、複製の制限等）。
- ③運用マニュアル等を策定して対応する。

3 運用方針等

(1) ドライブレコーダーの運用方針

①導入の目的

- ・ 公用車による事故が発生した場合に、状況確認や原因の分析に映像を活用し、適正な事故処理を行う。
- ・ 職員の安全運転意識の向上を促す。
- ・ 市内一円の道路において見通しの悪い箇所、補修を要する箇所等の情報収集に活用し、道路施設の改善につなげる。
- ・ 公用車以外の偶発的な事故や事件等に遭遇した際の捜査機関への提供資料として活用し、安全・防犯に寄与する。

②導入スケジュール

現在、試験的に4台の公用車に設置し映像データを保存しない運用で効果の検証を行っています。十分な効果が見込まれば、順次設置台数を増やす方針です。

③運用方針（案）

- ・ 利用目的を上記①の用途に限定する。
- ・ 運用規程を策定し、全庁的に統一的な取扱いを行う。
- ・ 一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行う。
- ・ 公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示する。

(2) 防犯カメラの設置事例・運用方針

①設置事例

市内主要交差点（13箇所）、公共施設内（エレベーター、駐車場、廊下）等

②運用方針（市内主要交差点の防犯カメラの例）

- ・ 「防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱」を制定
- ・ 設置場所は、警察署と協議の上で決定する。
- ・ 防犯カメラによる撮影が行われていることを通行者が認識できる標識等を掲示する。
- ・ 撮影区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。
- ・ 画像データの保存期間は、概ね7日間とする（自動的に消去）。
- ・ 画像データは、捜査機関が行う捜査への提供以外の目的に使用しない（個人の生命、身体、財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合を除く。）。